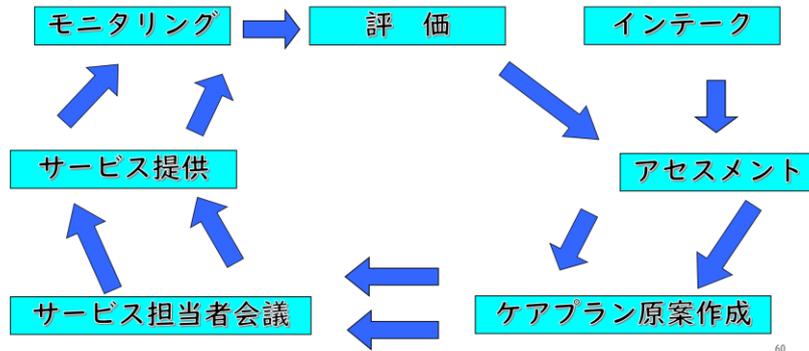


## ケアマネジメントサイクル



### 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

#### 1. 介護支援専門員による居宅サービス計画の作成



#### ◆ケアプラン作成はケアマネに担当させる！

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、**介護支援専門員**に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

### 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

#### 2. 指定居宅介護支援の基本的留意点

#### ◆サービス内容を丁寧に説明！



二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、**理解しやすいように説明**を行う。

算定要件	特定事業所加算Ⅰ (505単位/月)	特定事業所加算Ⅱ (407単位/月)	特定事業所加算Ⅲ (309単位/月)	特定事業所加算(A) (100単位/月)
①常勤かつ専従の主任介護支援専門員の配置	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②常勤かつ専従の介護支援専門員の配置	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名以上 非常勤1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可)
③利用者に関する情報やサービスの提供にあたって、留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的開催(週1回以上)	○	○	○	○
④24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者などからの相談に対応できる	○	○	○	○ 連携でも可
⑤算定月の要介護3～5の者の割合が40%以上(地域包括支援センターから紹介された支援困難事例は計算対象外)	○	×	×	×
⑥介護支援専門員に対し計画的に研修を実施	○	○	○	○ 連携でも可
⑦地域包括支援センターと連携し、支援が困難な事例にも居宅介護支援を提供できる	○	○	○	○
⑧地域包括支援センターや他法人と協働で開催する事例検討会(または研究会)などに参加	○	○	○	○
⑨運営基準減算または、特定事業所集減算の適用を受けていない	○	○	○	○
⑩介護支援専門員1人(常勤換算)の利用者数(介護予防含む)が40件未満(居宅介護支援Ⅱを算定している場合は45件未満)	○	○	○	○
⑪介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保	○	○	○	○ 連携でも可
⑫他法人と共同で事例検討会、研究会等を実施	○	○	○	○ 連携でも可
※必要に応じて、多様な実施主体が提供する生活支援のサービス・インフォマールサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	○	○	○	○

運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

3. 継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用

◆サービスは計画的に！



三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、**継続的かつ計画的**に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

5. 利用者自身によるサービスの選択

◆利用者の自己決定を支援！



五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、**利用者によるサービスの選択**に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。



運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

4. 総合的な居宅サービス計画の作成

◆あらゆる社会資源を活用して！



四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の**保健医療サービス**又は**福祉サービス**、当該地域の**住民による自発的な活動**によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

6. 課題分析の実施（アセスメント）

◆生活全体をアセスメント！



六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、**その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境**等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 7. 課題分析における留意点（アセスメント）

運営基準  
減算



#### ◆アセスメントは居宅で直接面接して！

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の**居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して**行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 9. サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

運営基準  
減算



#### ◆会議で専門的な意見聴取と情報共有！

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、**専門的な見地からの意見**を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勧告して必要と認める場合その他の**やむを得ない理由**がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 8. 居宅サービス計画原案の作成



#### ◆アセスメントからケアプランへ！

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についての**アセスメントの結果に基づき**、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勧告して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 9. サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

2021年  
新

#### ◆サービス担当者会議はオンラインでも可能

サービス担当者会議は、**テレビ電話装置等**（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について**当該利用者等の同意**を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

退院・退所加算の面談、カンファレンス  
特定事業所加算の会議もオンライン可



## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 10. 居宅サービス計画の説明及び同意

運営基準  
減算



#### ◆ケアプランは説明、同意、交付！

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

〇〇〇④③②①

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 11. 居宅サービス計画の交付

運営基準  
減算



#### ◆ケアプランは説明、同意、交付！

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 12. 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼



#### ◆個別サービス計画で情報共有！

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。



Q 個別サービス計画の提出依頼をしたけど、もらえない事業所があるんですが、どうしたら良いですか？

A ケアマネに対しては運営基準第13条で「提出を求めるものとする。」と法令に規定されていますが、サービス事業所に対しては、法令規定より弱い解釈通知において、「ケアマネから個別サービス計画の提出依頼があった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めるものとする。」と努力義務のような表現となっています。ケアマネは「法令で決まっているんだから当たり前でしょ！」という態度ではなく「連携、情報共有のためお願いします」というスタンスで依頼しましょう！」

## 運営基準 第13条 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

### 13. 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等



#### ◆ケアマネは関係機関と連携、調整！

十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との**連絡調整**その他の便宜の提供を行うものとする。

## 運営基準 第13条 14. モニタリングの実施

### ◆月に1回は居宅でモニタリング！

運営基準  
減算

十四 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、**特段の事情**のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- イ 少なくとも一月に一回、利用者の**居宅を訪問**し、利用者に面接すること。
- ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの**結果を記録**すること。



#### 特段の事情とは？

##### 利用者の事情

急な入院・入所や1ヶ月以上に及ぶ入所等、物理的に当該月中に居宅への訪問や面接が不可能なことが明らかな場合

※介護支援専門員に起因する事情は含まれない

## 運営基準 第13条 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

### 13. 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等

#### ◆ケアマネは関係機関と連携、調整！

十三の二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の**服薬状況**、**口腔機能**その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

#### 例えばどんな情報？

- ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している
- ・薬の服用を拒絶している
- ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている
- ・口臭や口腔内出血がある
- ・体重の増減が推測される見た目の変化がある
- ・食量や食事回数に変化がある
- ・下痢や便秘が続いている
- ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある
- ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にある



## 運営基準 第13条 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

### 15. 居宅サービスの変更の必要性についてのサービス担当者会議等による

#### 専門的意見の聴取

#### ◆会議で専門的意見の聴取と情報共有！



十五 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、**やむを得ない理由**がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

15. 居宅サービスの変更の必要性についてのサービス担当者会議等による  
専門的意見の聴取



### やむを得ない理由とは？

- ・ サービス担当者会議の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由によりサービス担当者会議への参加が得られなかった場合
- ・ 居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等
- ・ その他（新型コロナウイルス感染防止や悪性腫瘍利用者等）

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

16. 居宅サービス計画の変更



◆ケアプラン変更時も、ケアマネジメントプロセスは同じ！

十六 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。



## 第三号から第十二号までの規定とは？

3. 継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用
4. 総合的な居宅サービス計画の作成
5. 利用者自身によるサービスの選択
6. 課題分析の実施
7. 課題分析における留意点
8. 居宅サービス計画原案の作成
9. サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
10. 居宅サービス計画の説明及び同意
11. 居宅サービス計画の交付
12. 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼



## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

17. 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供



◆施設入所が必要な利用者も支援する！

十七 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、**介護保険施設への紹介その他の便宜**の提供を行うものとする。



## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 18. 介護保険施設との連携



#### ◆退院、退所する利用者の支援を！

十八 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 18. 居宅サービス計画の届け出

#### ◆次回届け出頻度は1年度！

2021年  
新

居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとする。  
市町村の検証の仕方については、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下、「関係者等」という。）により構成される会議等の他に、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能である。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 18. 居宅サービス計画の届け出



#### ◆生活援助が基準値を超えたら市町村に届け出！

十八の二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

要介護1	27回
要介護2	34回
要介護3	43回
要介護4	38回
要介護5	31回

①②③④⑤⑥

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 18. 居宅サービス計画の届け出

- ・区分支給限度基準額の利用割合が高い
- ・訪問介護が利用サービスの大部分を占める場合、届け出が必要

2021年  
新

居宅サービス計画に位置づけられた介護保険法施行規則第66条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。このため、基準第13条第18号の3は、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものである。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、翌月の末日までに市町村に届け出ることとする。なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいう。

なお、基準第13条第18号の3については、令和3年10月1日より施行されるため、同年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。





**Q** 認定調査票や主治医意見書のコピーをサービス事業所等に渡しても大丈夫？

**A** ケアマネジャーが主治医意見書等を入手できるのは、ケアプラン作成に必要と判断されているためです。意見書等は勝手にコピーして渡すことは**目的以外**の使用と判断されます。サービス事業所が必要なのはコピーではなく、そこに記載されている「傷病に関する意見」や「心身の状態に関する意見」なわけですから、コピーではなくても情報共有することは可能だと思います。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 22. 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の

居宅サービス計画への反映



◆福祉用具利用の際はその必要な理由を計画書に記載すること！

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には**その理由を居宅サービス計画に記載**しなければならない。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 21. 短期入所生活介護及び短期入所療養介護の

居宅サービス計画への位置づけ



◆ショートステイの利用は要介護認定の有効期間の半数以下に！

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が**要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない**ようにしなければならない。

## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 23. 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の

居宅サービス計画への反映



◆福祉用具利用の際はその必要な理由を計画書に記載すること！

二十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が**必要な理由を記載**しなければならない。



**Q** 福祉用具が必要な理由は居宅サービス計画のどこに記載したら良い？

**A** 居宅サービス計画とは第1～3表と第6～7表のことを指しますが、福祉用具貸与の理由を記載するのは**第2表**が適切と思われます。一般的には第2表の**サービス内容**に「※転倒防止のため手すりが必要」などといった表現をしているケアマネが多いと思われます。



運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

24. 認定審査会意見等の居宅サービス計画への反映



◆審査会の意見がある場合は、意見をケアプランに反映させる！

二十四 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する**認定審査会意見**又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

24. 認定審査会意見等の居宅サービス計画への反映

◆審査会の意見がある場合は、意見をケアプランに反映させる！



運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

25. 指定介護予防支援事業者との連携



◆要介護から要支援になったら、地域包括支援センターと連携する！

二十五 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定**介護予防支援事業者**と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。



## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 26. 指定介護予防支援事業者との連携



#### ◆介護予防支援は業務に支障がない程度で受託する！

二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その**業務量等を勘案**し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。



## 運営基準 第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

### 27. 地域ケア会議への協力



#### ◆地域ケア会議への事例提出や参加などの協力を行う！

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための**資料又は情報の提供、意見の開陳**その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。